２０２６年　１月　８日

令和８年（　ネ　）第　　号

控　訴　状

〒５２０－００５６

大津市末広町７番１号　大津パークビル６階

吉原稔法律事務所（送達場所）

電　話　０７７－５１０－５２６２

ＦＡＸ　０７７－５１０－５２６３

弁　護　士　石　川　賢　治

控訴状

令和８年１月８日

大阪高等裁判所　民事部　御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士　井戸謙一
同　河合弘之
同　髙橋典明
同　池田直樹
同　加納雄
同　田島義久
同　崔信義
同　定岡由紀子
同　永芳明
同　藤木達郎
同　渡辺輝人
同　高橋陽一
同　関根良平
同　森内彩子
同　甫守一樹
同　杉田哲明

同　清水　脩

同　雪谷　真里奈

同　関口　速人

同　中川　博貴

同　石川　賢治

同　石田　達也

同　稲田　ますみ

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり
目的物の表示　別紙物件目録記載のとおり

上記当事者間の大津地方裁判所平成２５年(ワ)第６９６号原発運転差止め請求事件について、令和７年１２月２５日に言い渡された判決は不服であるから控訴を提起する。

第１　原判決の表示
（主文）
１　原告らの請求をいずれも棄却する。
２　訴訟費用は、原告らの負担とする。
（事実及び理由）
省略

第２　控訴の趣旨
１　原判決を取消す。
２　被控訴人は、大飯発電所３、４号機、高浜発電所１～４号機、美浜発電所

３号機を運転してはならない。

３　訴訟費用は第一・二審を通じて被控訴人の負担とする。

第３　控訴の理由

追って、控訴理由書を提出する。

別紙物件目録

１．被控訴人が福井県大飯郡おおい町大島１字吉見１－１に設置している大飯原子力発電所３号機、４号機

２．被控訴人が福井県大飯郡高浜町田ノ浦１に設置している高浜原子力発電所１号機、２号機、３号機、４号機

３．被控訴人が福井県三方郡美浜町丹生６６号川坂山５番地３に設置している美浜原子力発電所３号機